

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の承認の告示（平成21年1月20日付け国土交通省告示第1232号、第1233号及び第1234号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について平成21年11月24日付けで次の通り公告します。

また、前段の告示にあわせて同法第72条第3項の規定による事業の承認後の収用又は使用の手続きが保留される旨及び手続きが保留される事業地の範囲の告示（平成21年1月20日付け国土交通省告示第1232号、第1233号及び第1234号）があったので、あわせて公告します。

1. 事業承認の内容

(1) 松山広域都市計画道路の事業承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路

1・4・1 自動車専用松山外環状線

【施行者の名称】

国土交通大臣

【事務所の所在地】

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 松山市土居田町797番地2

【事業地の所在】

(収用の部分) 愛媛県松山市北土居町、北井門二丁目、北井門四丁目、北井門五丁目、井門町、古川南三丁目、古川西三丁目、市坪南三丁目、市坪西町、出合、余戸南一丁目、余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

(使用の部分) 愛媛県松山市市坪西町地内

【収用又は使用の手続きが保留される事業地】

愛媛県松山市余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

(2) 松山広域都市計画道路の事業承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路

3・2・3 来住余戸線

【施行者の名称】

国土交通大臣

【事務所の所在地】

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 松山市土居田町 7 9 7 番地 2

【事業地の所在】

(収用の部分) 愛媛県松山市北土居町、北井門二丁目、北井門四丁目、北井門五丁目、井門町、古川南三丁目、古川西三丁目、市坪南三丁目、市坪西町、出合、余戸南一丁目及び余戸南二丁目地内

(使用の部分) 愛媛県松山市市坪西町地内

(3) 松山広域都市計画道路の事業承認

【都市計画事業の種類及び名称】

松山広域都市計画道路

3・4・5 6 余戸北吉田線

【施行者の名称】

国土交通大臣

【事務所の所在地】

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 松山市土居田町 7 9 7 番地 2

【事業地の所在】

(収用の部分) 愛媛県松山市余戸南三丁目及び余戸南四丁目地内

(使用の部分) なし

【収用又は使用の手続きが保留される事業地】

愛媛県松山市余戸南三丁目及び余戸南四丁目地内

2 都市計画法上の制限

(1) 都市計画法第 6 5 条の規定により、事業地内の土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設及び 5 トンをこえる物件の設置等を行う場合には、松山市長の許可が必要です。

(2) 都市計画法第 6 7 条の規定により、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、その土地建物等の所在地、その予定価格、譲り渡そうとする相手方を、定められた様式によって施行者に届け出なければなりません。その場合、施行者は届け出のあった価格で買い取ることがあります。届け出後 3 0 日、又は施行者が買い取らない旨の通知をする日までは、土地建物等を譲り渡してはなりません。

3 この事業に関する図書の縦覧窓口及び問い合わせ窓口

(図書の縦覧場所) 松山市二番町四丁目 7 - 2

松山市都市整備部道路建設課

電話(0 8 9) 9 4 8 - 6 5 7 0

(問い合わせ先) 松山市土居田町 7 9 7 番地 2

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所調査第二課

電話(0 8 9) 9 7 2 - 0 0 3 4